

有機フッ素化合物(P F A S)汚染から県民の健康と生命を守る意見書

2016年1月沖縄県企業局は、7市町村45万人に供給している北谷浄水場の水源である河川や井戸群等から高濃度の有機フッ素化合物P F A Sが検出されたと発表した。

あれから6年が経過、ほとんどのP F A S汚染は長年の消火訓練による泡消火剤が原因と言われているが、その間も嘉手納基地、普天間飛行場からはP F A Sを含む泡消火剤が流出する等の事故が相次ぎ、命の源である飲み水の汚染、土壌汚染等に県民の健康不安は増大するばかりである。

P F A S市民連絡会は、今年6月から7月にかけて、独自で沖縄県6市町村のP F A Sによるヒトへの体内汚染、環境汚染に関する全国でも初めての大規模調査を実施。研究責任者、京都大学環境衛生学、原田浩二准教授が記者会見で公表した結果は、沖縄県のP F A S血中濃度は、全国調査（環境省2021年）との比較において、P F O Sは最大3.1倍、P F O Aは3.0倍、P F H x Sは14.3倍と、放置できない高い数値となっている。さらに、血液検査をした387人のうち27人が、要措置濃度を上回っていることが判明。また、水道水をそのまま飲用するグループと、浄水器設置や水を購入するグループを比較した場合、浄水器や水購入の方の血中濃度は低い。しかし、浄水器設置は家計への負担が大きく、また、浄水器では環境負荷を妨げない事も判明。P F A S汚染は世界的な環境・健康の危機であり、生存権の問題である。国際的にP F A S規制が厳格化される動向と、今回の検査結果をエビデンスに、県民の命と暮らしを守る立場から、本村議会は、国の責任において広域疫学調査、環境調査に継続的に取り組むことを下記の通り強く要請する。

記

1. 米国環境保護局(E P A)等の指針を参考にして、P F A S規制を立法化すること
2. 国民の健康と生命を守るために、国の責任で疫学調査、環境調査を実施すること
3. 汚染源が疑われる米軍基地の立入り調査を、政府が主権国家として実施すること
4. 米軍の環境汚染につき情報公開させ、それに基づいて汚染を浄化させること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、外務大臣、
防衛大臣、沖縄防衛局長

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議

12月15日午前2時40分ごろ、金武町並里区において、酒に酔った状態のキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員を羽交い絞めにするなど暴行を加え、唇を切るけがを負わせる事件が発生した。事件が発生したのは未明の時間帯であり、被害者はもとより周辺住民を恐怖に陥れた。

県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に申し入れてきたところである。それにもかかわらずこのような事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じえない。

今回の事件は在日米軍がリバティー制度で飲酒を制限している時間帯に発生している。また、県内では毎週のように米軍人が飲酒運転で検挙されており米軍の綱紀の乱れを指摘せざるを得ない。度重なる、米軍人・軍属による事件・事故は、県民に不安と恐怖を与えており、日米両政府の責任は重大である。

よって、本村議会は、県民、村民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと
- 2 リバティー制度を見直し、遵守すること
- 3 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、決議する。

令和4年（2022年）12月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官
キャンプ・ハンセン基地司令官

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書

12月15日午前2時40分ごろ、金武町並里区において、酒に酔った状態のキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員を羽交い絞めにするなど暴行を加え、唇を切るけがを負わせる事件が発生した。事件が発生したのは未明の時間帯であり、被害者はもとより周辺住民を恐怖に陥れた。

これまで県議会や県内市町村は事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止、教育の徹底を強く米軍に申し入れてきたところである。それにもかかわらずこのような事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じえない。

今回の事件は在日米軍がリバティー制度で飲酒を制限している時間帯に発生している。また、県内では毎週のように米軍人が飲酒運転で検挙されており米軍の綱紀の乱れを指摘せざるを得ない。度重なる、米軍人・軍属による事件・事故は、県民に不安と恐怖を与えており、日米両政府の責任は重大である。

よって、本村議会は、県民、村民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと
- 2 リバティー制度を見直し、遵守すること
- 3 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）12月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大使、沖縄防衛局長